

## 福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市中小企業組織化促進等事業補助金の交付については、この要綱の定めるところによるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）による。

### (目的)

第2条 この要綱は、中小企業者の組織化や中小企業者の事業及び経営の支援などを行うことが本市の産業の高度化と中小企業の健全な発展を図り地域経済の発展に資することから、中小企業者の団体の設立や運営支援並びに団体の健全な発展に資するために必要な事業などを行うものに対して交付する補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう

(2) 組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に定める環境衛生同業組合をいう。

(3) 団体

中小企業の振興に関する事業を行うことを目的とした法人または任意団体であって、次の各号のいずれの条件にも該当するものをいう。

- ① 規約、会則等の定めがあること。
- ② 適切な会計処理がされていること。
- ③ 法人の意志決定が民主的な方法によりおこなわれること。
- ④ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
- ⑤ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。

(4) 連合会

複数の組合等及び団体による継続的な組織をいい、次の各号のいずれの条件にも該当する法人又は任意団体をいう。

- ① 規約、会則等の定めがあること。
- ② 適切な会計処理がされていること。
- ③ 法人の意志決定が民主的な方法によりおこなわれること。
- ④ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
- ⑤ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。
- ⑥ 法人の活動が、中小企業者の団体の設立や運営支援及び企業組合による創業・起業の支援などを行っていること。
- ⑦ この要綱に定める補助事業の遂行能力が十分であると認められること。
- ⑧ 福岡市市内に活動の主たる事務所を有していること。

### (補助の対象者)

第4条 補助の対象となるものは、連合会とする。

### (補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、連合会が実施する事業のうち次の各号のとおりとする。

- (1) 組合等の組織、事業及び経営を支援する事業
- (2) 組合等の設立を支援する事業
- (3) 組合等の指導者を養成するための事業

- (4) 組合等の連携を支援するための事業
  - (5) 組合等の振興に関する調査及び研究をする事業
  - (6) その他市長が必要と認める事業
- 2 前項各号に規定する補助の対象となる事業であっても、次の各号に掲げる事業は補助の対象としない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
  - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、前条に規定する事業に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報償費（講師謝礼金等）
  - (2) 旅費（講師又は職員の旅行に係る経費等）
  - (3) 需用費（印刷消耗品費・物品購入等）
  - (4) 役務費（通信運搬費・手数料・広告料及び筆耕料・保険料・通訳料等）
  - (5) 委託費（研究調査、製作設計等）
  - (6) 使用料及び賃借料（自動車借上料・会場借上料等・機械器具借上料等）
  - (7) 備品購入費
  - (8) その他市長が必要と認める経費
- 2 前項第7号の備品購入費については、補助対象経費の10%を超える部分は、当該超える額を補助対象経費から減額する。
- 3 連合会が、連合会を構成する中小企業者、組合等及び団体、または、その他の中小企業者、組合等及び団体と共同で第5条の各号に定める事業を行う場合にあっては、連合会が負担できる当該事業の実施に係る経費は、当該事業費の2分の1未満とする。

(補助の対象期間)

第7条 補助の対象期間は、補助対象事業を開始する日から当該年度末までとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費（第5条第2項の規定により減額したもの）の総額の10分の7以下で予算の範囲内で市長が定める額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第9条 市長は、この要綱による補助金の交付を希望する連合会を公募する。

- 2 補助金の交付を受けようとする連合会（以下「申請者」という。）は、毎年度市長が指定する日までに、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、提出期限を延長することができる。
- 3 前項の市長が指定する日が4月中であり申請者が4月1日から事業を開始する場合は、申請者が補助対象事業の開始する日前に福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を提出したものとみなす。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は前条の規定により福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を受理した後、その内容を審査し補助金を交付することが適当と認めるときは、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は前項の決定に条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の審査等の結果により補助金を交付することが不相当と認めるときは、すみやかに

申請者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 前条第1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の通知の内容等に不服があるときは、市長が定める期日までに福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請取下書(様式第3号)を提出し、当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第12条 補助事業者は第10条第1項の通知を受けた後に、第8条に規定する福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書(様式第1号)及び添付書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ福岡市中小企業組織化促進等事業補助金変更申請書(様式第4号)及び市長が必要と認める書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(調査確認等)

第13条 第10条の規定により福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付決定通知書により通知を行った後においては、市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができる。

(事業完了届の提出)

第14条 補助事業者は、当該事業を完了したときは、速やかに福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付事業完了届(様式第5号)及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の完了届を受理したときは、当該事業の実施状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第13条の調査確認により適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の時期)

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(交付の取り消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
- (2) 法令もしくはこの要綱に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付を行うことを不相当と認めるとき

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部

分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者に対してその返還を命じなければならない。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした補助事業者及びその役員が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者及びその役員が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助事業者に対し役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(雑則)

第21条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 改正後のこの要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 改正後のこの要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 この改正後の要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、第10条第1項の規定により補助金の交付を受けた補助事業者が市に返還をしなければならない義務を負う場合にあつては、当該義務が履行されるまでの間、当該補助事業者に対して、なお、その効力を有するものとする。

## 福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

印

(電話番号

)

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。補助事業の遂行にあたっては福岡市補助金交付規則及び福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱を遵守します。

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者及びその役員が暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

### 関係書類

- 1 申請者の規約等
- 2 申請者の役員名簿（様式 第1号-2）、会員名簿等
- 3 福岡市中小企業組織化促進等事業の実施計画書等
- 4 福岡市中小企業組織化促進等事業の収支予算書等
- 5 福岡市中小企業組織化促進等事業のうち補助の対象となる実施計画書等
- 6 福岡市中小企業組織化促進等事業のうち補助の対象となる収支予算書等
- 7 その他必要と認める書類





## 補助金交付からの暴力団排除について (お知らせ)

福岡市では、平成22年7月に施行した福岡市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。

「福岡市中小企業組織化促進事業補助金」についても、交付要綱を改正し、暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し補助金を交付しない、又は交付決定を取り消す等の措置を行うこととしております。

このため、福岡市では、この補助金の交付決定にあたり、申請される方（事業者）又は申請される団体の役員が暴力団員等でないか福岡県警察に照会確認を行いますので、その旨ご了承願います。

また、申請される方（事業者）又は申請される団体にはこの照会確認に必要となる個人情報（法人の場合は、「役員名簿」）の提出をお願いしております。

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付決定通知書

経支 第 号  
平成 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市中小企業組織化促進等事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助内示金額
- 3 補助金交付予定時期及び額
- 4 補助条件
  - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知受領の日から15日以内とする。
  - (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。



福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請取下書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

印

(電話番号

)

平成 年 月 日付経支第 号で交付の決定を受けた、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金について福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の交付を取下げたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助予定金額
- 3 交付決定通知書の受領年月日
- 4 取下理由



福岡市中小企業組織化促進等事業補助金変更申請書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

印

(電話番号

)

平成 年 月 日付経支第 号で交付の決定を受けた、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金にかかる実施計画を次のとおり変更したいので、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類



福岡市中小企業組織化促進等事業完了届

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

印

(電話番号

)

平成 年 月 日付経支第 号で交付の決定を受けた、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金に係る事業の全部について完了いたしましたので、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 福岡市中小企業組織化促進等事業実施報告書等
- 2 福岡市中小企業組織化促進等事業収支計算書等
- 3 福岡市中小企業組織化促進等事業のうち補助の対象となる実施報告書等
- 4 福岡市中小企業組織化促進等事業のうち補助の対象となる収支計算書等
- 5 支出の確認ができる書類や写真等の写し
- 6 その他事業の実施が確認できる資料等



福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付確定通知書

経支 第 号  
平成 年 月 日

様

福岡市長

平成 年 月 日付で完了の届出のあった福岡市中小企業組織化促進等事業に対する補助金の交付について調査して確認した結果、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金確定額